

## 18歳未満の申請者/親が(元)中国籍の申請者用追加資料

### ● 申請者本人が中国籍から帰化した方で、初めて中国ビザを申請する場合：

- ・ 中国籍当時のパスポート原本、または帰化の情報（帰化前の名前）が表記されている戸籍謄本原本を提出

### ● 18歳未満が申請する場合：

- ・ 申請書の **4 枚目・項目五**に関して、**いずれかの親の情報と両親からのサイン**が必要  
項目五の **5.1-5.4 に情報を提供した親のパスポートコピー（データ面）**の提出が必須
- ・ 親が離婚や死別をしていて片親からのサインしか提供できない場合、**親権が片親にのみあることを証明できる書類**を提出。（例：離婚・死別などが確認できる戸籍謄本、死亡証明、離婚届の受理証明等）

### ● 親が中国籍の場合：

1. 必ず中国籍の親の在留カード両面コピーを提出
2. 申請者が **2歳未満** → **親の在留資格が永住者でなければ大使館で旅行証の申請**が必要
3. **申請者が18歳未満**  
→ 説明文書（宣誓書見本 3-a または 3-b を参照）を **親から提出** すること  
3-a. 「申請する子供が中国パスポート、通行証、旅行証、戸口を取得したことが**ない**」  
3-b. 「申請する子供が中国パスポート、通行証、旅行証、戸口を取得したことが**ある**」  
\* 「**取得したことがある**」場合を選択 → ・ 通行証/旅行証の場合 → 原本提出  
・ **上記以外の場合** → 要相談
4. **申請者が18歳以上**  
→ 説明文書（宣誓書見本 4-a または 4-b を参照）を **申請者本人から提出** すること。  
4-a. 「申請する子供が中国パスポート、通行証、旅行証、戸口を取得したことが**ない**」  
4-b. 「申請する子供が中国パスポート、通行証、旅行証、戸口を取得したことが**ある**」  
\* 「**取得したことがある**」場合を選択 → ・ 通行証/旅行証の場合 → 原本提出  
・ **上記以外の場合** → 要相談

#### 3 と 4 に関する注意

- \* 中国で生まれて初めて日本に戻ってくる際、通行証を取得するのが一般的です。  
取得していない場合は、中国を最初に出国したスタンプが確認できるパスポート原本が必要です
- \* 説明文書（誓約書見本 3-a/b、4-a/b）は手書き、日本語、中国語、いずれも受付可能です
- \* 旅行証/通行証原本を提出できない場合、説明文書（誓約書見本）にその内容を付記してください

### ● 親が元中国籍（現在は日本籍に帰化）の場合：

1. 申請者が **出生した時点で**、親が日本籍に **帰化していた** 場合  
→ 帰化した日付を証明できる書類を提出（例：日本のパスポートや帰化情報が明記された戸籍謄本）  
書類が提出できない場合は、上段 3 または 4 のルールで説明文書を作成/提出
2. 申請者が **出生した時点で**、親が日本籍に **帰化していない** 場合  
→ 上段 3 または 4 のルールで説明文書を作成/提出